

## 新型コロナウイルス感染症予防対策について

昨年12月に海外で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、本年1月に日本で初めて感染が確認され、現在は世界中で感染の流行が継続しており、本県でも、2月に最初の感染者が発生し、5月に一時減少したものの6月以降、毎日のように感染が確認されています。

今後、感染症の完全な終息までの期間が長期化することを考えると、感染症防止のための取り組みを進め、感染症の蔓延を防止していくことが必要です。

このような中で、国土交通省から示されている「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年8月25日改訂版）」の「感染防止のための基本的な考え方」や「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、それぞれの建設現場や事業所の様態等を考慮した施工計画書を作成し、創意工夫を図りながら、感染予防に取り組まれるようお願いいたします。

また、従業員や作業員の感染が確認された場合は、速やかに発注者へその旨を報告及び保健所等の指導に従い適切な措置を講じてください。

なお、一時中止や工期延期が必要となる場合には、発注者と協議願います。

### 健康電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：022-211-3883

022-211-2882

受付時間：24時間対応

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて

## 建設作業所などで注意すること

～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

### 3密を回避しよう!

- ①換気の励行（打合せ時、作業時、休憩時、車内など）
- ②換気設備の点検実施
- ③他の人との距離を2m以上に保つ
- ④休憩時間をずらして部屋の密度を下げる
- ⑤会議・打合せの内容見直し（要点をまとめる、手短な挨拶、人数調整）

### 衛生管理を徹底しよう!

- ①手洗い・うがい・マスク着用の励行
- ②現場入場前の検温（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- ③アルコール消毒液の設置と不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒
- ④作業従事者の健康状態を把握
- ⑤基本的な生活習慣の指導（喫煙、暴飲暴食、睡眠不足などの見直し）

### 報告・連絡体制を万全にしよう!

- ①連絡体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- ②発注者との円滑なコミュニケーションを心がける
- ③IT機器の活用（WEB会議、遠隔現場など）
- ④管轄の公的相談窓口の把握（保健福祉事務所など）

なお、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行うことが可能となっておりますので、該当する場合は発注者と協議願います。

（問い合わせ先） 宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部 三浦，佐々木

電話 0224-53-3134